

【記載例2】

《繰越控除1年目》

前年から繰り越された損失額を、令和4年分の所得の黒字から控除しきれる場合（令和4年分に分離課税の土地建物等の譲渡所得がある場合）

- 1 「分離長期譲渡所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 10,000,000円
 - ・ 「所得金額」 7,500,000円
- 2 「不動産所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 17,000,000円
 - ・ 「所得金額」 10,000,000円
- 3 「給与所得」の金額
 - ・ 「収入金額」 8,000,000円
 - ・ 「所得金額」 6,100,000円
- 4 給与所得に係る「源泉徴収税額」 280,200円（年末調整済）
- 5 「繰越損失額」 $\Delta 12,450,000$ 円

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等を作成すると、税額などが自動計算され便利です。この記載例のケースについても、「確定申告書等作成コーナー」の画面の案内に沿って売買契約書等に記載された金額などを入力することで、申告書等を作成することができます。

《第一表》

振替経路希望	種類	青色	国出損失	修正	特異の表示	特異	整理番号	電話番号	自宅・勤務先・携帯
収入金額等	事業等	①							
	農業	②							
	不動産	③	4						17000000
	給与	④							8000000
	公的年金等	⑤							
	雑業務	⑥							
	その他	⑦							
	総合譲渡	⑧							
	短期	⑨							
	長期	⑩							
	一時	⑪							
所得金額等	事業等	①							
	農業	②							
	不動産	③							10000000
	利子	④							
	配当	⑤							
	給与	⑥							6100000
	公的年金等	⑦							
	雑業務	⑧							
	その他	⑨							
	①から⑨までの計	⑩							
	総合譲渡・一時	⑪							
	合計	⑫							11150000
所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬							
	小規模企業共済等掛金控除	⑭							
	生命保険料控除	⑮							
	地震保険料控除	⑯							
	寡婦、ひとり親控除	⑰							0000
	勤労学生、障害者控除	⑱							0000
	配偶者（扶養）控除	⑲							0000
	扶養控除	⑳							0000
	基礎控除	㉑							0000
	⑬から㉑までの計	㉒							2590000
	雑損控除	㉓							
	医療費控除	㉔							
	寄附金控除	㉕							
	合計	㉖							2590000
税	課税される所得金額	㉗							000
	上記の⑲に対する税額又は第三表の⑲	㉘							1332800
	配当控除	㉙							
	政党等寄附金等特別控除	㉚							
	住宅耐震改修特別控除等	㉛							
	葬・引・所得・贈・遺・贈・所得・税・額	㉜							1332800
	災害減免額	㉝							
	再索引所得控除（基準所得控除）	㉞							1332800
	復興特別所得税額	㉟							27988
	所得税及び復興特別所得税の額	㊱							1360788
	外国税額控除等	㊲							
	源泉徴収税額	㊳							280200
	申告納税額	㊴							1080500
	予定納税額	㊵							
	第3期分納める税金の税額	㊶							1080500
	還付される税金	㊷							Δ
	修正申告	㊸							
	修正前の第3期分の税額（還付の場合は頭に「-」を記載）	㊹							
	第3期分の税額の増加額	㊺							00
その他	公的年金等以外の合計所得金額	㊻							
	配偶者の合計所得金額	㊼							
	専従者給与（控除）の合計額	㊽							
	青色申告特別控除額	㊾							
	雑所得・一時所得等の源泉徴収税額の合計額	㊿							
	未納付の源泉徴収税額	㉀							
	本年分で差し引く繰越損失額	㉁							12450000

⑬欄から⑳欄の控除額の全てが年末調整を受けた金額と同じである場合は、⑬欄から⑳欄の記載を省略することができます。

申告書第一表及び第二表の記載方法の詳細は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」をご覧ください。

（記載に当たっての留意事項）
 申告書第一表の「所得金額等・合計」⑫欄は、まず、「措法41の5の2による繰越損失額」($\Delta 12,450,000$ 円)を、「分離長期譲渡所得」の「差引金額」(7,500,000円)から差し引き、次に、その引き切れない金額($\Delta 4,950,000$ 円)を、①欄から⑥欄、⑩欄及び⑪欄の合計額(16,100,000円)から差し引いた残額(11,150,000円)を記載します。

《第三表》

氏名 フラガ 氏名	コクゼイ ジロウ 国 税 次 郎	所法 所法 所法	損法 損法 損法	譲法 譲法 譲法	の の の	項 項 項	号 号 号
(単位は円)							
収入金額	短期譲渡	一般分	シ				
		軽減分	ス				
	長期譲渡	一般分	セ	10000000			
		特定分	ソ				
		軽減分	タ				
		一般株式等の譲渡	チ				
		上場株式等の譲渡	ツ				
		上場株式等の配当等	テ				
		先物取引	ト				
		山林	チ				
	退職	ニ					
所得金額	短期譲渡	一般分	66				
		軽減分	67				
	長期譲渡	一般分	68	0			
		特定分	69				
		軽減分	70				
		一般株式等の譲渡	71				
		上場株式等の譲渡	72				
		上場株式等の配当等	73				
		先物取引	74				
		山林	75				
	退職	76					
税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑬)	⑫	11150000				
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の⑳)	㉑	2590000				
	課税される所得金額	⑲ 対応分	77	8560000			
		⑳ 対応分	78		000		
		㉑ 対応分	79		000		
		㉒ 対応分	80		000		
		㉓ 対応分	81		000		
		㉔ 対応分	82		000		
		㉕ 対応分	83		000		
		㉖ 対応分	84		000		
税金の計算	⑳ 対応分	85	1332800				
	㉑ 対応分	86					
	㉒ 対応分	87					
	㉓ 対応分	88					
	㉔ 対応分	89					
	㉕ 対応分	90					
	㉖ 対応分	91					
	㉗ 対応分	92					
	㉘から㉙までの合計 (申告書第一表の㉚に転記)	㉚	1332800				
	株式等配当先物取引 本年分の㉛から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉛					
株式等配当先物取引 本年分の㉜から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉜						
株式等配当先物取引 本年分の㉝から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉝						
株式等配当先物取引 本年分の㉞から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉞						
株式等配当先物取引 本年分の㉟から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㉟						
株式等配当先物取引 本年分の㊱から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㊱						
株式等配当先物取引 本年分の㊲から差し引く繰越損失額 翌年以後に繰り越される損失の金額	㊲						
○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項							
区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額 - 必要経費)	特別控除額			
長期	△△市××町	円	0円	円			
一般	11-11-9	2,500,000	(7,500,000)				
差引金額の合計額			99	7,500,000			
特別控除額の合計額			100				
○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項							
上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	101						
○ 退職所得に関する事項							
区分	収入金額	退職所得控除額					
一般	円						
短期							
特定役員							
整理	A	B	C	申告等年月日			
機構	D	E	F	通算			
取得				特別期間			
資産		入力		申告区分			

和四年分以降用) ○第三表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

(記載に当たっての留意事項)

措法41の5の2による繰越損失額は、分離長期譲渡所得金額、分離短期譲渡所得金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除します。

この場合、申告書第三表の「○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項」の「差引金額」欄は、措法41の5の2による繰越損失額を差し引く前の金額(7,500,000円)を下段にかっこ書きし、上段に差し引き後の金額(0円)を記載します。